

第59号議案

群馬県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

このことについて、別紙のとおり決定されたく提出します。

令和7年 3月17日

群馬県教育委員会

教育長 平 田 郁 美

群馬県教育職員免許状再授与審査会規則（案）の概要

教育委員会学校人事課

1 制定の趣旨

- 教員が、懲戒免職により教育職員免許状が失効した場合には、3年経過後、再授与申請が可能となっている。
- 一方で、令和3年6月に公布された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」において、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者が、教育職員免許状の再授与を希望する場合は、再犯の可能性がないことが確実に認められ、再授与審査会委員の決議が得られない限り、再授与はできないとされた。
- 再授与審査は、教育職員免許状を再授与することが目的ではなく、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、再び教壇に戻ってくるという事態があってはならないということが基本的な趣旨である。
- この再授与審査会について、令和4年3月に公布された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則」（以下「省令」という。）において、審査会の組織及び運営の基本的な事項が規定されたが、その他必要な事項は、都道府県教育委員会規則で定めることとされたため、「群馬県教育職員免許状再授与審査会規則」（以下「規則」という。）を制定するもの。

2 規則で定める審査会の主な内容

- ・ 委員の人数、構成
- ・ 会の招集者
- ・ 委員以外の者の出席、利害関係人の排除
- ・ 会議非公開
- ・ 守秘義務

3 施行期日

令和7年4月1日

4 その他

再授与審査会は、教育委員会の附属機関として設置する。

(参考) 省令で定められている内容・規則で定める内容一覧

項目	内容	省令	規則等
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年	○	
委員の再任	可	○	
委員の人数・構成	・児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療・心理・福祉・法律の専門家） 各1人 ・その他教育委員会が適当と認める者 1人 計5人		○
会の会長	委員の互選により選任	○	
会長の職務	会務を総理し、審査会を代表	○	
職務代理	あらかじめ指名する委員が職務を代理	○	
会の招集	会長		○
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
議決方法	・再授与「可」→出席委員の全員一致（原則） ・上記以外の議事→出席委員の過半数の同意	○	
委員以外の者	会長が必要と認める場合は出席可		○
利害関係者	議事と利害関係を有する委員は参加不可		○
会議の公開	非公開		○
守秘義務	委員には守秘義務が課される		○
会の庶務	学校人事課において処理		○

群馬県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年●●月●●日

群馬県教育委員会教育長 平田郁美

群馬県教育委員会規則第●●号

群馬県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則(令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。)第六条の規定に基づき、群馬県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

2 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- 二 その他教育委員会が適当と認める者

(会議)

第三条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 審査会の議事について特別の利害関係を有する委員は、当該議事に関する審査会の会議に出席し、又はその議決に加わることができない。

4 審査会の会議は、公開しない。

(守秘義務)

第四条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、教育委員会事務局学校人事課において処理する。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。